

令和4年第2回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和4年 2月 16日(水) 午後2時
- 2 場 所 美祢市民会館 2階 大会議室
- 3 出席農業委員 議長 山本 正二
- | | | |
|------------|-----------|------------|
| 2番 井町 哲 | 3番 村上 浩一 | 4番 縄田 善博 |
| 5番 倉増 知 | 6番 安部 好恵 | 8番 中嶋 誠 |
| 9番 石田 健治郎 | 10番 萬代 泰生 | 11番 伊藤 美和子 |
| 12番 前田 耕次 | 13番 伊藤 新司 | 14番 中野 修 |
| 15番 馬屋原 眞一 | 16番 岸 英法 | 17番 武藤 康志 |
| 18番 安富 法明 | 19番 山本 正二 | |
- 4 出席推進委員 大橋 つや子 安永 彰 野上 武史
岩山 澄男 大石 洋典 山縣 正明
田原 茂 山田 孝治
- 5 欠席農業委員 1番 井上 建夫 7番 俵 薫
- 6 欠席推進委員
- 7 事務局 事務局長 吉村 昌展 主幹 中村 正寿 主事 小幡 和希

事務局	午後 2 時開会
議長	<p>互礼。</p> <p>それでは、只今から令和 4 年第 2 回総会を開会いたします。本日の出席委員 19 名中 17 名でございます。よって定数に達しておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。参考までに本日の欠席委員、1 番 井上委員、7 番 俵委員 2 名でございます。それでは、美祢市農業委員会規則第 16 条第 2 項の規定により議事録署名委員を議長の方より指名をしたいと思います。よろしゅうございますか。(「はい」の声) はい。ありがとうございます。それでは指名します。11 番 伊藤委員、13 番 伊藤委員、両伊藤委員よろしくお願ひいたします。今日は非常に冷え込んで雪もちらちらしておりますが、今年はですねどうも水不足になるんじゃないかなってゆうふうに懸念しております。それとですね今のコロナでございますけれど、今年ってゆうかコロナが出始めてインフルエンザってないんですよ、コロナでインフルエンザがないんじゃないかと、こんなことを言ったら怒られるかもわかりませんがみなしコロナが凄く多いんです。っていうのはある方がコロナにかかられたっていうことで、抗原検査です、それと PCR どっちをやったのと聞いたら、病院に行って熱が出て、喉が痛いって言ったら、はい、コロナです。って言われた。どちらの検査もやってない言われまして、えって思ったんですけど、その後いろんなニュースとかいろんなところであれしたら、やはり検査をしてコロナのあれが出てきたちゅうやつは半分くらいなんですよね、だからある意味病院に行って喉が痛い、頭が痛い、熱が出たったらかなりの確率でコロナに認定される可能性があるんじゃないかなってゆうふうに、私は今この最近思っているところです。ただそうであってもですね、やっぱり私的にはあまり好きじゃない予防接種はやっておくべきではないかな、自分のことだけでなく周りの人のことも考えてですね、周りにも迷惑かけないように早く死んで僕みたいの悪いのが居らん方がいいかもわかりませんが、ある意味接種やっておいた方がいいんじゃないかなとは思ってます。まあ別に予防接種強制でもなんでもありませんけれど、昨日のニュース見てましたら、アメリカのニューヨークの市の職員 20 万人おるみたいなんですけど、その中の 1,800 人ぐらい予防接種をしない方ってゆうんで規制違反で解雇っていうことが、ニュースで流れてましたけれども、凄いなってゆうふうに思いましたけれど、そこまではすべきかどうかってゆうのもうどうかなとは思っております。まあ余談になりました。それでは、議事に入っていきたいと思ひます。議事順位第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2 件朗読。</p> <p>1 件目。高齢かつ遠方に居住しており、耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第 1 号の全部効率利用要</p>

	<p>件についてですが、後程説明をします、議案第2号により自作地、借り受け地について、適正に耕作されています。農機具の保有状況により、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の農作業を行う日数は、基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1,000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。以前から米作りをしたいと考えていた譲受人が申請地を買い受ける物です。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規の農地取得ですが、農機具を購入予定で、購入するまでの間は地元の方から借りる予定で、農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。この件につきまして、農地法第3条第2項の第1号～第7号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告を1番のみです。お願いいたします。
武藤委員	17番 武藤です。去る2月7日、山本会長、安富委員、事務局2名、私武藤の5名で現地調査を行いました。申請地はですね、●●●●●●を●●方面へ進み、トンネル通過後道路の右下の方に見える集落の農地になります。全部耕作ということで、現在申請者の所有される農地を確認いたしましたところきちんと管理されており、また新たに取得される農地も自宅から500m以内と近く許可しても何ら問題ないと感じました。審議の程よろしくお願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
大石推進委員	地区担当の大石です。ただ今武藤委員さんからご報告ございましたように、私の方から特に付け加える内容はございません。問題ないと思いますのでどうぞよろしくご審議の程お願いいたします。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。あつ、すみません。2番のやつですが譲受人の●●さんの状況について、●●ですからそれは●●の推進さんわかりましたら報告お願いしたいんですが、阿野さんですかそれとも、わからなければしょうがないです。わかりませんか。

阿野推進委員	はい。
議長	はい。委員の皆さん何かありませんか。
井町委員	●●の●●●●やら、●●●●よってじゃ、あそこやら。
中野委員	●●で●●が●●●●をあっちにもってったやろ、あの息子、長男じゃ●●の、あそこで●●●よる売れるんじやろ、●●をあねえ言よったです。
議長	わかりました。はい、ありがとうございます。他に何かございませんか。ないようでしたら、採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは、採決に移ります。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 続きまして、議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規程による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。
事務局	3件朗読。 1件目。申請者は市内に居住する農業者です。申請地は、●●●●●から南へ3.9kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請地西側に隣接する家屋への進入路を設置するものです。この件につきましては、平成20年頃より、農地法の許可を得ることなく進入路が設置されております。このことに対するお詫びと今後農地法を遵守する旨の始末書が提出されております。また、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請者は市内に居住する農業者です。申請地は、●●●●●から西へ730mの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。休耕地として保全管理していたが、管理が困難になるので、クヌギ300本を植林するものです。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

	<p>3件目。申請者は市内に居住する農業者です。申請地は、●●●●●から北東へ3.6kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。高齢で耕作管理が困難なので、クヌギ900本を植林するものです。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
武藤委員	<p>17番 武藤です。まず1番目ですがこちら先程の3条の申請に出ていた●●さんと同じ場所なんですが、こちら先程説明があったように平成20年頃には既に無断転用されていたようなんですが、公道から自宅に入る道が無いです。無断転用してしまったようです。ご自身所有の畑の一部を転用するものですが、他の農地への影響等はないと考えます。</p> <p>続いて2番です。こちら場所を補足しますと●●●の●●の交差点から●方面へおよそ500mぐらい進んだ後左折しまして山あいの方へ進んだ先にある山林に隣接した休耕田になっています。現地は一番奥の圃場で獣害もひどく転用してクヌギを植林されるということでした。一番奥で山付きでありまして植林してもあの圃場での影響はないと感じました。</p> <p>続きまして3番目です。こちらの場所も●●●の●●からですね、●●●の●●●の方に抜ける●●●●●これをですね、●●側から行って山道にずっと入るんですけど、その山道に入る手前の右の下側の方の山林の横にある農地です。こちらクヌギを植林されるということで、近くにちょっと農道があるらしいんですけど、その農道は存続させるということで、他の農地に影響はないと感じました。以上3件ご審議の程よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願ひいたします。</p>
大石推進委員	<p>はい。一番の件ですけども、担当の大石と申します。只今ご報告ございました。特に私の方から補足内容がございませんのでよろしくご審議お願ひしたいと思ひます。</p>
岩山推進委員	<p>大田推進委員の岩山です。先程、武藤委員が言われた通り何ら問題ないと思ひますので、審議の程よろしくお願ひします。</p>
田原推進委員	<p>3番目の青景地区の推進委員の田原茂です。除外申請の時も一度見ていただいておりますが、武藤委員が言われたように何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。</p>

議長	<p>はい、ありがとうございます。一つ私から補足ときます。1番の件でございますがこれ3ヶ月ぐらい前に3条が一度出ております。現地調査をしましたら実は今道路になって4条が出てきました農地がですね、もう既に道として使われておったということなんです。多分この平成20年頃ってゆうのは、●●さんが相続なんかで自分の土地にされた農地じゃないかなとゆうふうに私は推測しております。実際にはもう私がまだ20後半から30になりかけの頃に、もう既にここが道路として使われておりました。上に●●さんの家じゃなくて他の方の住まいがございましてそこに入る道でございます。これが何でちょっとあれ長くなりますけど、4条が出てきたかといいましたら畑と畑のど真ん中に、畑と畑やなくて一つの畑の長細い畑の真ん中を割るようにして道がわたっております。今回これ分筆を伴う転用になりましたんで4条としております。だからその時その無断転用といいますか、その道の件がありますので3条が受け付けられなくて、分筆なりなんなりをしてきちんとした形でここを処理をしてから出してくださいという指導をして帰りましたんでこのような格好で出てきております。まあちょっとややこしい案件ではございますけれども補足をして皆さんに承知をしてもらっておこうとゆうふうに思っております。よろしく願いいたします。委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。はい。では採決に移りたいと思います。議案第2号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第2号は原案の通り決定をします。なお番号2と番号3は常設審議委員会のほうに附します。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第3 議案第3号 農地法第5条の規程による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請者は市内に本店を置く建設業を営む法人です。申請地は、●●●●●から北へ670mの位置にある都市計画法に基づく用途地域内にある第3種農地です。遠方に居住している譲渡人から空き家と併せて申請地を取得するため杉10本を植林するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。申請者は市内に居住する農業者です。申請地は、●●●●●から北東へ3.6kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。現在の苗置場が手狭で、農業用機械の保管場所も不足しているため、申請地を取得し、苗置場、農業用資材置場、農業用機械等置場を設置するものです。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可</p>

	要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。
武藤委員	<p>17番 武藤です。まず1番目ですが、こちらの場所を補足しますと●●のですね、●●●●●の方に上がって行く道の途中なんですけど、道の下畑になりますが、今現況は荒れておりますし隣接する竹藪が徐々に侵食しつつあります。こちらを除草後、杉を植林されるということです。このままほっといても竹藪になるだけだと思いますし、ただ下にちょっと小さい田んぼがありますが、特にこちらの方にも影響はないんじゃないかなと感じました。</p> <p>続いて2番ですね。こちらの場所、●●●の●●●さんというお寺さんがあるんですけど、その向かい側にある申請者さんの自宅近くの農地になります。こちらの方に苗箱置場、農業用機械、農業用資材置場として利用したいということです。申請者さんは所有地と隣接しており利便性も良く、またこの農地に与える影響は少ないんじゃないかなと感じました。以上2点審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議長	はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。
山縣推進委員	はい。1番について大嶺地区推進委員の山縣です。今、武藤委員さんが言われたように別段問題ではないし他に影響を及ぼすと思うことはないと思いますのでよろしくご審議申し上げます。
山田推進委員	2番の伊佐地区の山田です。武藤委員の言われた通り別に異常はないと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。
議長	はい、ありがとうございます。それでは、審議に移りたいと思いますが委員の皆さんより何かご意見等ございましたらお願いいたします。別にないようでもございましたら採決に移りたいと思いますがよろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは採決をいたします。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第3号は原案の通り決定をいたします。

	<p>それでは、続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>申請地は●●●●●から南西に3.7kmの位置にある農用地区域内農地です。高齢となり耕作管理が困難となったためクヌギ370本を植林するための除外申請です。以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
安富委員	<p>18番の安富です。農用地区の除外申請なんですが、●●の方へですね県道を進みまして●●の交差点をちょっと過ぎた所から、●●の一番奥になります。周囲が一番奥で隣接地が山林になりますんで、今自己保全管理的な状況で管理をされております。クヌギを植林するという事で特に問題はないっていうふうに思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
大橋推進委員	<p>6番 推進委員の大橋です。安富委員が言われたように何ら問題ないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご質問等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。はい。それでは、採決に移ります。議案第4号につきまして原案に対し、当番委員の報告による協議結果を意見とすることを賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方に送付いたします。それでは、続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>今回全体で2筆でございます。利用権設定面積が新規と再設定等合計しまして、3,289㎡、貸し手が2名、受け手が1名でござ</p>

	<p>ざいます。内訳は4ページ目にございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件、農用地の利用計画が基本構想に移行すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用要件を満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。これ先程3条で出てきたやつと同じ方が借り受けられるということでございます。農機具等については新規就農でございますけれど出しておるんじゃないかとゆうふうに思います。特に地元委員さんよりこの農地について何かあれば報告をお願いしたいんですが、はい。井町さん。</p>
井町委員	<p>はい。先程言いましたが今●●●●がありますよね、その地で●●を作るとゆうふうな話を聞いています。以上です。</p>
議長	<p>問題無いんですね。</p>
井町委員	<p>はい。問題ないです。</p>
議長	<p>委員の皆さん何かご意見等ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声) はい。それでは、採決に移りたいと思います。議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。全員賛成。よって議案第5号は原案の通り決定をいたします。 それでは、続きまして議事順位第6 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。 1件目。申請地は●●●●●から北西に4.3kmの位置にある第2種農地です。農道が狭く農業用機械が通りづらいため農道を拡幅する届出です。 2件目。申請地は●●●●●から北に3.4kmの位置にある第2種農地です。申請地の地目は宅地となっていますが、現況地目</p>

	<p>が畑であるため、届出が出されたものです。農業用倉庫を設置するための届出です。以上報告します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、現地調査をされました委員の報告をお願いします。</p>
安富委員	<p>1番の農道拡幅になりますけれど、農道拡幅の件ですが、場所はですね●●こちらから行きますとですね、●●の交差点を右折をして奥の方へ入って行きまして、●●●●●の前の方を通りまして4、500mぐらいと思うんですが、もう少し奥に入りましてきちんとした所です。それでですね、これはですねトマトを作るとゆうふうなことを聞いたんですが、周りにはですねどちらかという耕作放棄状態のような感じを受けたんですが、説明にありましたようにこれからトマト栽培をするとゆうことで農道の拡幅をするとゆうことであります。特に問題はないとゆうふうに思います。報告案件ですのでよろしくお願い致します。</p> <p>2番目ですが、これはあの●●です場所は、●●の●●●、●●●●●があつてですね、線路の反対側です。これですね3条でですね、譲り受けたとゆうことで、現況ですね図面は多分ね、宅地っていいですか地目が宅地になっておりますけれども、地籍図っていいですか家が建っております。その他の所はですね野菜が畑状態、畑ですね、野菜が栽培をされております。ですから実質的には農業委員会の報告書を付けてですね、地目の変更をされるとゆうことです。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。以前より報告案件につきましては退席を求めないとゆうことで申し合わせをしておりましたので、2番の件につきましては、●●●の●●の方の申請案件でございます。けれど退席は求めないとゆうことで会議を続けてゆきたいとゆうふうに思います。地元委員さんより何か補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
野上推進委員	<p>野上でございます。先程委員さんがおっしゃいましたように、現場は大変きれいに刈ってありましてやはりきちんと整備が行き届いて大変いい環境になっておりました。今度は新たに新ですかねこの人が受けてやられるのを物凄くそこでトマトとか自然薯この栽培用に燃えていらっやいました。これから楽しみな方と思います。ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。2番ありませんか。</p>
山縣推進委員	<p>2番につきまして推進委員の山縣です。今安富委員さんが言われたように別段問題は無いと思いますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さんより何かご意見ございましたらお願いいたします。意見等無いようでございますので、</p>

事務局	<p>報告第1号を以上で終わらせていただきます。それでは、続きまして議事順位第7 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>朗読。</p> <p>申請地は●●●●●から南西に2kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。以上報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
安富委員	<p>場所はですね●●●のですね、高速道路のですね左側の●●●●●の下側に一応なります。場所的にはですね一枚のうちのわずかなんですが、進入路が直ぐ近くにありましてその進入路から入って後の田んぼの耕作等についてはですね通れるようにこの基礎っていいですか鉄塔を後ろに下げて高速道路より下げて通れるようにするということでしたんで、特に問題はないとゆうふうに受け止めました。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは、地元委員より補足ございましたらお願いいたします。</p>
安永推進委員	<p>地元の推進委員の安永です。今安富委員の言われた通り周囲にはなんの支障もないと思われます。ご審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さん何かご意見等ございましたらお願いいたします。特に意見の無いようでしたら終わらせていただこうと思いますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは、報告第2号を終わらせていただきます。議事順位第8 報告第3号 公共工事に伴う転用の届出についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3件朗読。</p> <p>1件目。●●●●●河川復旧工事のため、工事用仮設道路として令和4年5月31日までの一時転用です。</p> <p>2件目。●●●緊急自然災害防止工事のため、工事用仮設道路として令和4年3月31日までの一時転用です。</p> <p>3件目。市道の道路改良工事のための届出です。以上、報告いたします。</p>

議長	はい、ありがとうございます。1番ですね●●●●●になっていますが、これ●●●●●の誤りじゃないですか。●●●●●の所ですから。
事務局	はい。申し訳ありません。18ページ、19ページの工事の方が叔母ヶ河内、1件の届出で2ヶ所転用がありまして、18ページ、19ページの一時的転用が●●●●●になります。20ページ、21ページが今会長が言われました●●●●●の一時的転用になります。申し訳ありません。
議長	2件まとめて出したということですね。
事務局	はい。
議長	はい、ありがとうございます。委員の皆さん何かございましたらお願いいたします。特にならぬようございましたら終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。(「はい」の声)はい。それでは、特に発言ないようでございますので以上で報告第3号を終わらせていただきます。 それでは、続きまして議事順位第9 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。
事務局	23件朗読。 1件目。作業効率化のため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。 2件目～13件目。経営規模縮小のため、双方の合意により解約されたものです。番号10番、番号12番の一番上の筆●●●●●一●につきましては次の耕作者が決まっています。他の土地については決まっています。 14件目。15件目。先月審議していただいた農地法第3条の所有権移転許可申請のため、双方の合意により解約されたものです。14番が耕作者と公社、15番が公社と所有者の合意解約になります。 16件目。耕作管理が出来なくなったため、双方の合意により解約されたものです。これからは所有者が管理をされます。 17件目。農地法第4条転用許可申請のため、双方の合意により解約されたものです。 18件目。耕作管理が出来なくなったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。

議長	<p>19件目。耕作地が遠方のため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>20件目。耕作管理が出来なくなったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>21件目。耕作管理が出来なくなったため、双方の合意により解約されたものです。次の耕作者は決まっています。</p> <p>22件目。23件目。農地法第3条所有権移転許可申請のため、双方の合意により解約されたものです。22番が耕作者と公社、23番が公社と所有者の合意解約になります。以上、報告いたします。</p> <p>はい、ありがとうございます。まだ決まってない所が●●●●●の農地がかなりあるように見受けられます。1番最初が山縣推進委員の関連でございます。がそれ以外の所についてもずっとその辺りではないかなと場所がですねと思っております。山縣委員、それから石田委員、農業委員さんこの次の耕作者を捜していただくようによろしく願いいたします。多分山縣委員この●●さんとの件については、●●●との線路の間ですよ。この地番からしたら。1ヶ所にかかなりの面積が集まってるようには思います。よろしく願いいたします。他の所もですねまだ決まってない所がかなりあるように見受けられます。担当地域の委員さんそれぞれこの次の耕作者を捜していただけるようによろしく願いいたします。以上でございますが委員さんの方で何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは特に発言無いようでございますので以上で報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第10 報告第5号 農地転用現況証明について事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>20年以上前に耕作放棄後、現在は宅地の一部となっている状況でございます。圃場整備完了後28年経っていますので現況証明の対象となります。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。現地調査をされました委員の報告をお願いいたします。</p>
安富委員	<p>安富です。現況調査なんです、27ページ見ていただいたらわかるんですが、場所はですね●●●●●のですね線路の方の右側前、27ページ見ていただいたらわかる、まるつきし現況は宅地っていいですか、庭になっています。状況はですねどうも圃場整備時に田ちゅうことで、最近はですね地籍が終わればですねこれ現況で宅地に変えるだろうと思うんですが、田でちょっと残ってるみたい。そうゆうふうなことでですね、特にその状況何かに影響を与えるというような状況にはありませんが、貸のような状</p>

	<p>況になっておるといことです。何かあればですね会長の方で</p>
<p>議長</p>	<p>はい。それでは、地元委員より補足説明ございましたらお願いいたします。</p>
<p>大石推進委員</p>	<p>はい。推進委員の大石です。只今報告ございました。特に私の方から付け加えることがございませんのでよろしくお願いいたしません。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今安富委員より何かあれば会長の方でということでもございましたので、ちょっと皆さんの方にもなんらかのときに参考になるんじゃないかと思えます。ここはですね、圃場整備の時に圃場整備の中で処理をされた土地でございます。多分かなりいびつな格好で、この宅地の側の一部の農地があったんじゃないかとゆうふうに、私は推測いたします。そこにきちんとした農道等入れるため、ある程度の大きさの田んぼが半分とか三分の一とか一部を田んぼの方にとって農道等をつけるために、圃場整備地域に入っているんだと思えます。最近はですね安富委員が言われた通り補助整備が終わった時点で、その土地がどのような形の用途で今後使われるかということで、地目が最初から変わった形で宅地で使われるような所で雑地であれば宅地、それから畑で使われるようであれば畑とゆうふうな形に圃場整備後に地目に変更されております。昔はですね変更されておりました。そのためにこのようなことが出てきた訳です。何件かこのようなのをずっと経験しておりましたので、笑われてもしようがないんですが、私の所も圃場整備しまして倉庫の側を頂いたんですけど雑地をですね、ただとっていつか転用しなきゃいけないと圃場整備は7年間少なくとも他のものには出来ないから、それと色々な事業の関係でソフト事業の関係もありまして、駄目だなとゆうふうに思いながら待っております10年少し経ちましたので、それでは地目を変えようかなとゆうふうに考えて、自分の土地を調べてみたらきちんと雑種地になっておりました。圃場整備の時に変えられたものであります。だから別に無断転用とかなんとかではこれはないんですけど、そうゆうふうな格好の中で起こった案件でございます。それともう一件ここには絡みが出てきました。圃場整備の中に含めたために地籍調査が7、8年ぐらい前にあったんじゃないかと思うんですけど、この地籍調査もここは行っておりません。この部分は未調査区域っていうのが圃場整備の中できちんとした位置関係が、それと面積と求積図ときちんとしたものが出ておりますので、全く行われておりませんので最初は何で圃場整備のいや地籍の後なものに変わってないんだらうとゆうふうにも思いましたけれども、そうゆうふうな関係でここは現況証明か4条申請しかなかったのではないかと、その中で年数も経っておりますので現況証明とゆうふうな形で出た案件でございます。ちょっと長くなりましたすみませんけれど、そうゆうふうな経緯のあるでございます。何かの参考にして頂きたいとゆうふうに思います。委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) はい。それでは特に発言無いようでございます。</p>

事務局	<p>すので報告第5号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、続きまして議事順位第11 報告第6号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを事務局より報告事項の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>朗読。</p> <p>今回、農事組合法人 ●●●●から提出がございました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等審査しましたところ、適正でありましたことをご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）はい。それでは特に発言等ないようでございますので報告第6号を終わらせていただきます。この●●●●に関係している推進委員さん農業委員さん、いらっしゃいましたら手を挙げていただけたらと思います。いいですか、この報告書の中に売上高っていう欄が上から5番目ぐらいにあるんですが、ここに3年前、2年前、1年前ってゆうふうを書いてありますけれど、その横にかっこで実績って書いてある、この実績の欄にですね1期、2期、何期目の決算かっていう1期2期っていう奇数で記入をしていただくようお願いをしていただけたらとゆうふうに思います。よろしゅうございますか。だからこれ今鉛筆書きかなんかで書いてありますが3年前が11期になっています。11期、12期、13期、当該年度が14期とゆうふうなかつこうになりますので、そのような記載にしていただけたら、助かります。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは、その他の方に移りたいと思います。農業相談日の状況について当番委員さんの報告をお願いいたします。</p>
伊藤委員	<p>農業相談日における相談は2件でございます。実施日2月8日、火曜日、9時から12時30分過ぎぐらいまで掛かってしまいました。当番委員は私、13番の伊藤と倉増さん井町さん3名で担当しております。</p> <p>まず1件目ですが、9時頃来所されました。●●●●●、●●●●●さん女性の方ですね。相談内容は道路に除草剤を散布したら、動物が農道を崩した。この責任は私（相談者）になるのでしょうかというお問い合わせですね。実際どのように現場になっているのかお話だけでは分からないということで、たまたま私がここの地区担当であることから、確認して納得のいく話をしましょうということで、お帰りいただいております。なお当日、帰宅時に寄りまして確認しました。ここ中山間に入っておられる方でございます。まして周りがもう4、5年前と申しますけれど、鳥獣被害防止するために関係する区域に、鉄の柵ってゆうんですかね、網が貼ってある、ただ一部県道に面する所のこれ●●●の上流なんですけども、水路を塞ぐ石垣が組んであるということで、猪は大丈夫じゃないかとゆうふうに思われたのか一部抜けてる所があるんですけども、お話のあった所ここを見たら今のところ、ひどい猪、鹿</p>

等の被害に遭っているような状況は見受けられませんでした。ただ自分のですね、所有する田んぼが両左右2枚あってその真ん中を農道が通っているんですけども、一部ですね砂利道になっておるんですね、本人に言わせたら砂利で草を刈るのが怖いから何とか考えた末に除草剤を撒いたと、現地に行ってみましたらね、草がよう枯れちゃってしっかりバラスが見えておりました。これはどうしたものかと言うんですけど、これ自分の土地でですね、自分が関係する人以外出入りしない危険を冒さないということで、春先には草が生えますとゆうことで、回っております。なお山際の方に今言う鉄柵がしてあるんですけども、その一部水路が何ヶ所かあるんですね田んぼに入る水路が、ここにいい状態の柵らしきものが全くされておらずですね、猪なんかが入ろうと思えばすんなりすーすーすー抜けられるような状態でありましたので、先程も言いましたように中山間に入ってやっておられるので、これ皆さんの物やとゆうことで、中山間で対応されたいかがでしようかというアドバイスをして帰っております。

2件目ですね、これは●●●●●、●●●●●さんかなりの高齢の方ですけども、昨年ですね9月ですか同じような内容、要するに自分の力では田んぼを耕作することが出来ないの、誰か耕作者を捜してほしいとゆうことがらの件であります。これもなかなか難しいとこであったと思うんですけど、今回はその高齢者のお母さんと娘さんが出て来られていろいろお話をされたんですけども、まず最初の相談これはもうですね平成15年くらいから平成いっぱい耕作者がおられて、一生懸命田んぼを管理されておったんですけども、何かしらの意見の行き違い中ですかね、耕作者と所有者行き違いがあったんでしょう。耕作者が耕作放棄されてしまったとゆうような話です。些細なことだったらいいですけど、本人はもう高齢ですからね、回って聞いたら全く自分でやれる能力はない、たまたま付き添いのお嬢さん娘さん、この方には家族いわゆる相談者の家族ですね娘たち3人子供さんがおられるんですけども、全く農業にですね関心がないんってゆうんですかね、もうどちらかと言えば放棄されてるような感じのする方たちでありました。それでもですねお母さんはなんとか先祖から預かった場所なので維持管理していきたいというご希望が強かったですけども、なかなかこの方の話を聞いているとですね、貸してあげるんだと作ってもらっているんだちゅう感覚はないですね。作らしてあげるっていう感覚がどうしても抜けきれない、その話の節々に出てくるんですけども、そういった中で一生懸命次の耕作者を捜してくれ捜してくれとおっしゃっておるんですが、現実問題その気持ちを変えない、お願いして作ってもらうような時代だってゆうことです。手段としては中間管理機構等登録制度もあるんだと説明しまして、それについても皆さんも知ってる通り相手が耕作者がおらん限りなかなか難しいですよ、だから見つかるまでは自分で管理しないといけないんですよと言われると頭がかじかんでしまっただけですね、話が進まない結論からしたらですね、もう周りの人たち、前回の耕作者との関係知っておられるか知っておられないか、なかなか本人たちいわく難しかったと、でもまず私たちの気持ちとしてこの田んぼ貸したらええ田んぼなんです。もう圃場整備されてですね3枚4枚ぐらい1町ちょっとあるんですけどね、これが今ちょっと遊休地になっておりますけども今の所、道がない、今話しているように耕作も難しい、アドバイスとしてですね話の中から何人か地元の人に声を掛けられるようにしたら、あるようなんですからそれをしっかりアタックしてみて下さい。それについてですね農業委員会としては担当地区の原田委員、弘中推進

<p>議長</p>	<p>委員さんに頼ってみてはいかがですかとゆうこととお話して帰っていただいております。</p> <p>はい、ありがとうございます。長時間ご苦勞様でございました。それでは今の●●●の件でございますが、担当委員が安部委員であと推進委員が弘中、原田委員2名でございますので安部委員の方より今日、弘中君はさっき来られて資料だけ取って農協の方が誰もおらんからって職場の方に戻ったようでございます。原田委員は休みなんで安部さんの方で連絡を取ってちょっと土地の場所なんか事務局の方でちょっと把握してですね次の耕作者がもし見つければ幸いですでございますので、ちょっと努力してもらいようお願いいたします。よろしくお願ひします。</p> <p>本日は以上で審議をする報告を受ける案件につきましては全て終わりました。委員の皆さんより何か提案、意見等ございましたらお願いいたします。無いようございましたら事務局の方に渡したいと思ひます。事務局より今後の日程それから等についてよろしくお願ひいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>今後の日程についてになります。本日配布しております令和4年3月本日程になります。次回総会は3月16日、水曜日、午後2時から市民会館大会議室で行います。農業相談日は3月8日、火曜日、9時から、当番委員は美祢地区 中嶋委員、美東地区 村上委員、秋芳地区 安富委員よろしくお願ひいたします。現地調査におきましては3月7日、月曜日 9時から行います。当番委員は岸委員、馬屋原委員よろしくお願ひいたします。それともう一枚令和4年度の農業委員当番表をお配りしておりますけれども、このような予定で行っていきたいと考えております。</p>
<p>事務局</p>	<p>号令</p>

午後15時20分閉会。

議事録は正確なることを認め署名する。

令和4年2月16日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

